

令和4年 第2回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 4年 5月18日 開会

令和 4年 5月18日 閉会

大 樹 町 議 会

令和4年第2回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年5月18日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 29号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 30号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 31号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 32号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 33号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第10 議案第 34号 令和4年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第 35号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第 36号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第 37号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第 38号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第 39号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第 40号 財産の取得について
- 第17 議案第 41号 財産の取得について

○出席議員（12名）

| | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一 | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘 |
| 4番 西 山 弘 志 | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二 |
| 7番 松 本 敏 光 | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範 |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹 | 12番 安 田 清 之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 黒 川 豊 |
| 総 務 課 長 | 吉 田 隆 広 |
| 総 務 課 参 事 | 杉 山 佳 行 |

| | |
|----------------------------|---------|
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊 勢 巖 則 |
| 企画商工課参事 | 菅 浩 也 |
| 住 民 課 長 | 水 津 孝 一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清 原 勝 利 |
| 保健福祉課参事 | 瀬 尾 さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見 由 香 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松 木 義 行 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥 純 一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 楠 本 正 樹 |
| 町立病院事務長 | 下 山 路 博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 牧 田 護 |

<教育委員会>

| | |
|-------------|---------|
| 教 育 長 | 沼 田 拓 己 |
| 学校教育課長 | 井 上 博 樹 |
| 学校給食センター所長 | 梅 津 雄 二 |
| 社会教育課長兼図書館長 | 松 久 琢 磨 |

<農業委員会>

| | |
|-------------|---------|
| 農 業 委 員 会 長 | 穀 内 和 夫 |
| 農業委員会事務局長 | 瀬 尾 裕 信 |

<監査委員>

| | |
|--------|---------|
| 代表監査委員 | 澤 尾 廣 美 |
|--------|---------|

○本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 弘 康 |
| 係 長 | 小 松 真奈美 |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、令和4年第2回大樹町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
3番 吉岡信弘君
4番 西山弘志君
5番 村瀬博志君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。

本日5月18日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議をしたので、ご報告いたします。

本臨時会の提出事件は、条例改正5件、補正予算1件、契約の締結5件、財産の取得2件であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和4年3月8日開催の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症関連についてであります。新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですが、5月13日現在、3回目接種を終えた方は、65歳以上で1,798名、96.8%、12歳から64歳までが2,227名、83.9%、合計で4,025名、89.2%となっております。5歳から11歳の小児のワクチン接種の状況ですが、2回目接種を終えた方は13.7%となっております。

4回目接種については、今後必要な法令改正等を経て開始される見込みで、3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方には6月中旬に接種券を送付し、これまで同様、町内の医療機関で接種を実施する予定であります。

2番目の役場新庁舎落成式の開催についてであります。4月17日に開催し、町内外から69名の方々のご臨席をいただいたほか、たくさんのお祝いの品々をいただいております。また、多くの方々のご協力により、大過なく5月6日から新庁舎での業務を開始しております。

3番目の航空宇宙関連についてであります。4月21日から5月10日に電気通信大学が小型飛行ロボットの自立飛行制御実験を実施、4月21日から5月20日には、ソフトバンク株式会社が係留気球を用いた災害対策用のモバイル通信試験を実施しております。また、5月16日からJAXA大気球実験グループが、今年度の大気球実験を開始しております。

4番目の計画の策定についてであります。町が実施する住宅に関する施策を計画的に推

進するため、目標や方針等を定める大樹町住生活基本計画等を令和4年度から新たに10年間で策定しております。

5番目の合同会社大樹町エネルギー公社の設立についてであります。4月1日に町が出資者となり、合同会社大樹町エネルギー公社が設立し、大樹町スマート街区の運営及び維持管理等について、町より同公社に業務委託を行っております。

6番目の福島県相馬市への職員派遣についてであります。3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震で、姉妹都市である相馬市が甚大な被害を受けている状況から、5月9日から21日まで被災家屋の罹災調査にあたるため、職員2人を派遣しております。

7番目の委員等の委嘱についてであります。保護司や大樹町地域安全推進協議会委員など、記載のとおりご委嘱申し上げます。

8番目の農作物の生育状況についてであります。今年度も5月15日を基準日に1回目の調査を行っております。別紙を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

9番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札等により工事請負契約8件、業務委託契約20件、物品購入契約10件、物品賃貸借契約2件、財産処分売払い2件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

10番目の地域おこし協力隊等の委嘱であります。地域活性化推進員をはじめとして、6名をそれぞれ委嘱しております。

11番目の人事関係、12番目のその他、来庁者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の英語指導助手の新規契約についてであります。4月18日アメリカ・ユタ州出身のノーラン・ボロゾーニ・ロバート氏を任用いたしました。契約期間につきましては、令和4年4月18日から令和5年4月10日まででございます。

2番目の地域おこし協力隊であります。子ども交流推進員として、昨年度に引き続き1名の方を再任いたしました。

3番目の教育委員会の人事関係についてであります。3月31日付で1名の退職者の発令、4月1日付で6名の分掌替者の人事異動の発令、また、同日付で4名の出向の発令を行っております。

4番目のその他、会議出席等の関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

穀内農業委員会会長。

○穀内農業委員長

続きまして、農業委員会行政報告につきましてご報告申し上げます。

1の人事関係についてでございますが、令和4年4月1日付の人事異動の発令で、事務局長以下2名の職員の事務分掌替などを行っております。異動者及び事務分掌は、報告書に記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、農業委員会行政報告を終わります。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。
齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2ページの5番目、合同会社の設立の関係ですけれども、町が出資して委託業務をするのですけれども、職員体制と事業会計、どのような形で会計や職務を進めていくのか、再度お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、7ページの地域おこし協力隊ですけれども、新規の宇宙まちづくり推進員と移住コーディネーターを委嘱しているのですけれども、主な目的についてお伺いしたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

私のほうからは、1点目の合同会社の件をご説明させていただきます。

会社の設立にあたりまして、定款を定めてございます。町の体制でございますが、職務代理者を副町長とし、会社の運営全般と町から業務委託を受けるスマート街区の運営、維持管理を総務課管財係で担うことなどが決定されてございます。

本事業に関しましては、一般会計で予算措置をしております、その部分の予算措置を合同会社のほうに委託業務として支払う形で形成してございます。

以上でございます。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

地域おこし協力隊の宇宙のまちづくり推進員の業務内容になりますが、北海道スペースポートを推進するための活動としまして、これに関する業務がメインになりますけれども、町内航空宇宙関連事業者の支援業務、宇宙を資源として活用する観光開発に関する業務、その他、大樹町の宇宙のまちづくりを推進するための業務としてお願いしているところであります。

以上です。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

移住コーディネーターの関係でございますけれども、移住コーディネーターの委嘱の主な目的といたしましては、移住に関する情報の発信、また移住希望者に対するきめ細やかな相談を行うという目的で、今回委嘱してございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほどの公社の設立の関係ですけれども、副町長が先頭になって会社をやっていくのですけれども、例えば電気関係といった管理の関係は、外部委託とか委託ということも考えているのかどうか、その辺聞きたいのと。

あと、会計年度というのは、会社なので多分必要だと思うのですね。その辺の会社の運営、出資の在り方、考え方というのはどうなっているのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、会議出席等の関係で、12ページと13ページですけれども、十勝・日高山脈観光連携協議会の設立総会ですけれども、初めて設立総会をしたと思うのですけれども、今後の協議会の進め方、運営の仕方について、再度聞きたいと思います。

それと13ページですけれども、公立高校配置計画地域別検討協議会ですけれども、ウェブ会議でやっているのですけれども、今年度、二間口を期待しているのですけれども、なかなか実績としては上がってこなかったですけれども、ウェブ会議ではどういう詳細な話が出ているのか、今後、二間口維持についてどういう考え方でいくのか、それについて3点お伺いします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

1点目のエネルギー公社の電気保安関係の件でございますが、通常の1日点検に関しましては建設水道課で営繕作業員の会計年度任用職員を雇っております、その方に点検をしていただいております。また、複雑な点検に関しましては、電気保安協会のほうに委託業務をしてございます。

会計年度の部分に関しましては、会社のほうが4月1日設立ですので、4月1日から会計年度が翌年の3月31日までになるかと思いますが、この件に関しては改めてまた内部で議論して進めたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私からは、まず十勝・日高山脈観光連携協議会の関係について説明をさせていただきたいと思えます。

今、日高山脈を中心とした国定公園が、国立公園化される可能性があるということで取り進めさせていただいておりますが、十勝管内で国立公園化に関する日高山脈をそれぞれのエリアに持っている自治体が、今回観光連携の協議会を設立し、国立公園化に向けて来場者がこれから増えていくということも想定される中で、何かしら連携しながら取り組んでいけないかという目的で設立したものであります。

事務局については、芽室町に置くことになっております。芽室町でも、これから事務局を担っていくような体制を整備してくということも先般新聞報道でもありましたが、これから連携しながら、観光または自然保護も含めて対応していければと考えているところでもあります。

また、26日に開催されました公立高等学校配置計画地域別検討協議会、今回はウェブで開催され、私ども学習センターのオークホールでウェブ会議に参加させていただいたところです。管内的に見ても、私どもの参加者が非常に多かったとも思っております、商工会の三浦会長も同席し、商工会の立場から高校の存続に向けた発言もさせていただいたところです。

大樹町が今取り組んでおります高校の二間口維持に向けて、道教委の考え方等々も説明をされましたので、それを受けて、私ども今後、活性化推進協議会等を通じながら、二間口の維持に向けて、また町民の皆さま、議会の皆さまとともに鋭意取り組んでいければと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほどの公社の関係ですけれども、最後の説明で、4月1日から会社をスタートするのに、これから内部で協議して進めていくというのは、何かおかしいのではないですか。私はそう思うのですけれども。もう完全に決まっているから、会社が設立するのだから、まず会社をつくったのだけれども、内部の中身はこれから協議していくというのは、それは運営会社にならないと私はそう思うのです。それについて、再度説明を求めたいと思えます。

それと、観光の関係ですけれども、先ほど町長から、連携してやっていくというのですけれども、町としてサブとして、例えば観光協会を通しながら、国立公園に向けての誘致だとかということも、町として興して運動してもいいのではないかと思うのですけれども、その辺の町長の考えを聞きたいと思えます。

それと最後に、教育委員会ですけれども、この2年間コロナの関係で、活動、総会をウェブでやったと思うのですけれども、大樹町PTA連合会の総会ですけれども、この2年間ほとんど活動していないのですよね。今年度については、自主的に活動するのか、また完全に

自粛でいるのか、その辺の考えを。予算も取っていますので、その辺を学校運営協議会とかいろいろありますので、立場上からも実質自分の子ども達のためですから、連合会が率先して活動していかないとなかなか学校側もうまくいかないと思うのですけれども、今年度の活動について最後にお伺いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

エネルギー公社の関係でございますけれども、会計年度につきましては、4月1日から3月31日と決定しております。総務課長の説明は、今後いろいろな点では協議しながらということでは、実際スマート街区をつくったときに、電気代、燃料代のシミュレーションとこのをやっているのですけれども、いざ実際動いてみると、予想よりよかったり悪かったり、多少電気代とかシミュレーションどおり行きそうかどうかというのが、まだ1か月経過したところでは、もう少し経過を見ないと分からないなというところもありまして、そういった点で協議しながらやっていきたいという意味でございまして、お金の払う仕組みとかその辺は決まっておりますので、それでまずやっていきたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

十勝・日高の観光連携協議会の関係であります、この協議会の中で、実際に具体的に事業を進めるところでの提案があったものについては、アウトドア系のスポーツメーカーといいたいでしょうか、そういうところと、その会員組織があるのですけれども、そこと連携して十勝・日高の情報を発信していこうというところは、もう既に決まっております。

また、国立公園化の決定が年内なのか年度内なのか、まだ先なのですけれども、それが具体になってきた中で、大樹町としてどういう取組を進めていくかということについては、私どもの観光協会、また関係するみんなとともに協議をしながら検討していきたいと思えます。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

先ほどの大樹町PTA連合会の活動についてなのですが、一応今年度、活動する方向で進めていきます。先日、総会のほうにも参加したのですが、やはりコロナの心配があります。ただ、その辺を注視しながら活動していきたいということで聞いております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

新型コロナウイルスのワクチン接種4回目の関係なのですが、報道等によれば、強症状のある人を優先してやるというような自治体もあるのですが、大樹町においては、関係なく、健康状態のいい人も病気を持っている人も、それは並列でやるという考えでいるのかどうか1点。

それから、福島県相馬市にしている職員の派遣なのですが、一応予定は5月9日から5月21日までになっているのですが、現地の状況によって派遣日程が若干延びたりすることはなく、21日できっぱり、それで終わって帰ってくるという考えで理解してよろしいですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

新型コロナワクチンの4回目接種についてですが、国のほうで今決めているところが、60歳以上の方と18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方、また感染症にかかった場合に重症のリスクが高いという方を対象として4回目接種を行うということになっております。それで60歳以上の方につきましては、健康状態に関わらず希望者の方には実施していくこととありますので、申込みの受付では、年齢を区切って高齢者の方から接種の申込みができるよう配慮していきたいと考えております。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

相馬市の派遣でございますけれども、想定以上の被害が多いということは承知しておりますが、相馬市から派遣の延長の要請は今のところありませんので、予定どおり帰ってくる予定であります。

○議 長

ほかに質疑はありますか。

志民和義君。

○志民和義議員

教育委員会の行政報告についてでございます。

3ページの8日の令和4年度の小学校入学式で、入学人数が何人かということと、それから、今の2年生、1年生のときに2学級になったのですが、2年生になっても今後引き続きやるのかどうかお伺いいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問がございました大樹小学校の今年度の入学生及び2年生の現状について

でございますが、1年生の入学者数につきましては、今年度44名でございます。

お尋ねのございました2年生でございますが、今年度35名で、当初の学級配置の国・道から示されている人数には達していませんが、昨年度と同様に、町独自の少人数指導を継続しているという体制で進んでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育委員会の英語指導助手の関係でお伺いします。

コロナの関係で、1名体制でずっと来ていたわけですがけれども、今回18日付けで2人目の方の契約ということでございますけれども、約1年の契約でございますけれども、今後もこういう1年契約でやっていくのか。

それと、今いる現在の方、昨年もいた方の契約期間はいつまでなのかお願いします。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

今回、新たにノーランさんが着任したということです。一応任期につきましては4月18日から来年の4月10日までの1年間となつてございまして、本来でいけば、例年7月に任期満了という形になってございます。今回途中からということになっていきますので、このような契約期間ということになります。ただ、令和5年の4月10日以降については、本人の希望があれば7月まで延長できるということになってございますので、まずは7月までの延長ということになります。その後、通常に戻って、8月1日から翌年度の7月末というような従来どおりの進め方になっていくものと考えております。

2点目のトービさんの任期でございますが、今年7月末までの任期となっております。3年目になってございますので、今後は本人の意向で延長の有無が発生するかと思いますが、今現在トービさんについては、3年の任期満了ということで、今回7月末で退職されるという意向で聞いているところでございます。今後、トービさんの後任については、引き続き要請をしていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第29号

○議長

日程第5 議案第29号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第29号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、令和3年の人事院勧告を受けて、先月6日に国家公務員の給与法の改正が可決・成立いたしました。本町職員の給与についても、従前から国の制度に準拠してきたことから、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第29号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

本町を含むほとんどの市町村の職員給与については、国家公務員の給与制度に準拠してございますが、国では、令和3年度の人事院勧告に基づき、先月6日に国家公務員の給与法の改正が可決・成立されました。これに合わせて、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正の概要を申し上げますと、期末手当の支給率を一般職員については年額0.15か月分、再任用職員については年額0.10か月分引下げる内容となっております。また今回、令和3年度の人事院勧告に基づく改正であることから、国と同様に、令和3年度の期末手当につきましても、支給率を引下げることで算定し、来月支給する6月分の期末手当でその減額分を調整するものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中、第12条第2項は、一般職員に対する期末手当の算定方法を規定しており、改正前期末手当の支給率は、6月、12月それぞれ「100分の127.5」ですが、改正後は、6月、12月それぞれ100分の7.5、0.075か月分引下げ、「100分の120」とするものでございます。

次に、同条第4項は、再任用職員に対する期末手当の規定となっております。改正前の期末手当の支給率は、6月、12月それぞれ「100分の72.5」ですが、改正後は、6月、12月それぞれ100分の5、0.05か月分引下げ、「100分の76.5」とするものでございます。

最後に、附則になりますが、この条例の施行日は公布の日とし、第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、改正後の条例第12条第2項の規定に関わらず、同項の規定により、算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするとし、昨年12月に支給した期末手当について、来月に支給する6月分の期末手当で調整することなどを規定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

職員の給与に関する条例の一部改正についての附則2に掲げられている調整額の扱いについてお聞きしたいと思います。

昨年12月に支払われた期末手当の支給を受けた職員で、既に退職している職員についての扱いはどうなるのか。退職している職員の中で、全く町の関係から離れている職員と、それから再任用になった職員がいるわけです。その辺の扱いについてお聞きしたいということ。

調整額で100分の7.5と7.5で15なのですけども、12月以降に採用になった職員は、昨年12月の期末手当の支給を受けていませんから、7.5だけの調整になるのではないかと思うのですが、その辺説明いただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

菅議員のご質問にお答えいたします。

期末手当の部分で、既に退職された方の扱いに関しましては、この条例自体が、今現在も職員として期末手当の支給対象となる職員を限定していることから、退職された方に関しては、遡及等はしない形となっております。また、3月に退職されて再任用職員になった方もおりますが、一旦3月31日現在で町の職員を退職されて再任用等の任命を受けていることから、一旦そこも3月31日で切れているという解釈で、その方に関しても遡及しない形と考えてございます。

また、先ほどの12月以降に任用された方に関しては、12月の期末手当自体が支給され

ていませので、そこの特例措置のほうは該当にならず、今回の6月から今年度分の6月以降の部分に関しては、適用される形となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第29号の大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号

○議 長

日程第6 議案第30号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第30号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第29号でお認めいただいたとおり、一般職員の期末手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が年間で4.30か月分となりました。従前から特別職における期末手当の年間支給率等につきましては一般職員と同様としておりますので、今回改正を

お願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第30号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正の概要でございますが、町長、副町長、教育長に支給する期末手当の支給率を一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた率と同様に100分の15、0.15か月分引上げるもので、現在の4.45か月分を4.30か月分とするものがございます。また、来月に支給する6月分の期末手当に関する特例措置についても、一般職員と同様に行うものです。

それでは、内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中、第6条第2項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は、6月、12月それぞれ「100分の222.5」ですが、改正後は、6月、12月それぞれ100分の7.5、0.075か月分引下げ、「100分の215」とするものがございます。

最後に、附則になりますが、この条例の施行日は公布の日とし、第2項では、来月に支給する6月分の期末手当に関する特例措置について、一般職員と同様に行うため規定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号

○議 長

日程第7 議案第31号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第31号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、先の議案でお認めいただきましたとおり、一般職員の期末手当の支給率等が改正されたことを受け、特別職の期末手当の年間の合計支給率等が改正されました。従前から議会議員における期末手当の支給率等につきましても、一般職員並びに特別職と同様としておりますので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第31号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正の概要でございますが、議会議員に対する期末手当の支給率につきましては、従前から原則として一般職員、特別職と同率としてきていることから、今回、同様に100分の15、0.15か月分引き下げるもので、現在の4.45か月分を4.30か月分とするものがございます。また、一般職員、特別職と同様に、来月に支給する6月分の期末手当に関する特例措置についても同様に行うものです。

それでは、内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中、第4条第2項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は、6月、12月それぞれ「100分の222.5」ですが、改正後は、6月、12月それぞれ100

分の7.5、0.075か月分引下げ、「100分の215」とするものでございます。

最後に、附則になりますが、この条例の施行日は公布の日とし、第2項では、来月に支給する6月分の期末手当に関する特例措置について、一般職員、特別職と同様に行うため規定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第32号

○議 長

日程第8 議案第32号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第32号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月に公布されたことに伴い、大樹町税条例及び大樹町税条例等の一部を改正する条例について、所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものがあります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第32号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

改正の内容に先立ちまして概要から説明させていただきます。

今回の改正条例は、2条から構成しており、第1条では、大樹町税条例の一部改正を行うものと、第2条では、令和3年5月に議決いただきました大樹町税条例等の一部改正する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の主なものとしまして、町民税の関係では、町民税に係る給与所得者、または公的年金等受給者の扶養親族等の申告方法の見直し、住宅借入金に係る特別税額控除の期間の拡充、金融所得課税の申告方法の整理、外国税額控除について国税における諸制度の取扱規定の整備を行うものでございます。

固定資産税の関係では、商業地の固定資産税の負担調整措置の変更、固定資産課税台帳の閲覧及び証明の交付の特例措置の追加、熱損失防止改修工事等の対象期間の延期の整備を行ってございます。

それでは、条文に沿いまして第1条から説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

なお、法令の改正により、条例で引用しております条項にずれが生じたものの改正、それから字句の表現方法が改められたことによる改正など、規定している内容に変更点が無いものにつきましては、説明を省略させていただきます。

まず1ページ、第18条の4は、納税証明書についての規定でございます。改正条文の2行目、納税証明書の交付方法について、括弧書きを追加したものでございます。追加した内容は、DV被害者に対する支援措置を運用で行っていたものを法令上明確にすることになったものでございます。

1ページから2ページにかけて、第33条第4項及び第6項は、所得割の課税標準に

についての規定でございます。特定配当金等と特定株式等譲渡所得金額などの金融所得課税の申告について、所得税の確定申告と併せて個人住民税の申告もできるように一体化した課税方式に変更となったものでございます。

4 ページをお開き願います。

第34条の9、1項及び2項は、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除についての規定でございます。第33条と同じ特定配当金等と特定株式等譲渡所得金額の金融所得課税の控除に係る個人住民税申告も確定申告により行うことができるように変更となったものでございます。

5 ページから9 ページにかけて、第36条の3は、文言の修正で、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3は、町民税の申告、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告、公的年金受給者の扶養親族等申告書についての規定でございます。給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載するよう所要の措置が必要になったものでございます。

次に、10 ページから11 ページにかけて、第73条の2、第73条の3は、固定資産課税台帳の閲覧手数料と証明書の交付手数料についての規定でございます。固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付事務において、DV被害者に対する支援措置を運用で行っていたものを法令上明確にすることとなったものでございます。

11 ページをお開きください。

附則第7条の3の2につきまして、個人の町民税の住宅借入金等特別税控除についての規定でございます。所得税の住宅ローン控除に係る改正により、控除期間が現行の令和15年から20年に延長されることになり、5年の延長期間中も現行制度と同じく控除限度額の範囲内で所得税額から控除し、控除し切れなかった分については、個人住民税税額から控除する改定となっております。

14 ページをお開き願います。

附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例についての規定でございます。第1項では、土地に係る固定資産の負担調整措置について、景気回復に万全を期するため、令和4年度に限りの措置として、商業地等に係る令和4年度分の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の現行5%から2.5%にしたものを加算した額に特例措置されたものです。

15 ページをお開き願います。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。法律改正に合わせて申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り住民税においても申告分離課税を適用する規定でございます。

16 ページをお開き願います。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。外国居住等の所得税等に対する相互主義による所得税の非

課税等に関する法律改正に合わせて改正になったものでございます。

17ページをお開き願います。

附則の第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律改正に合わせた改正となったものでございます。

次に、20ページでは、本改正条例の第2条となっております。

第36条の3の3は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告について、この条項は、令和3年度に条例改正し、令和6年1月1日施行するものを、今年度の条例改正で令和6年の施行に向けて令和5年1月1日施行分として、必要な部分を改正するものでございます。

次に、21ページでは、本条例の改正附則になります。

第1条では、施行期間について規定しており、令和4年4月1日から施行しますが、第1項の施行日を令和5年1月1日、第2号の施行日を令和6年1月1日、第3号の施行日を令和6年4月1日と定めてございます。

第2条では、施行日が令和6年4月1日から施行するもので、納税証明に関する経過措置を定めてございます。

第3条では、1号から2号で記載の条文の施行日をそれぞれ令和5年1月1日と3号で記載の条文の施行日を令和6年1月1日と定めており、町民税に関する経過措置を定めてございます。

第4条では、1号から2号まで記載の条文の施行日を令和4年4月1日、3号から4号まで記載の条文の施行日を令和6年4月1日と定めており、固定資産税に関する経過措置を定めてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この改正で、第36条の2、それから第36条の3の3について、非常に括弧書きが多くて、内容の理解が困難な部分がたくさんあったのですが、一つだけ、20ページの第36条の3の3第1項の中の「扶養親族（」の次に」となっている文章があるのですが、左括弧があるのですけれども、右括弧が無いのですよ。この左括弧が僕は不要だと理解をしたのですが、これはここに文字があるという判断もありますので、ここにどういう文字が入るのか教えていただきたいと思っております。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 20 分

○議 長

暫時休憩を解きます。

黒川副町長。

○黒川副町長

この改正文のところですが、第 36 条の 3 の 3 の「扶養親族（」の次に文字を差し込むという改正であります。もともとの文章は、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）となっておりまして、改正の分が、扶養親族括弧の後ろに、今回の「年齢 16 歳未満の者又は」を加えるということです。括弧の後ろに「16 歳未満の者又は」を加えますと、「年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族を除く。）を有する者というふうに文章がつながるものでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕、理解できないのですよね。かぎ括弧を超えてしまうと普通の括弧のものはもう抹消されて、かぎ括弧の中に括弧書きがあるのが普通の文章だと思うのですけれども、ここのものは、条例改正したら、その文書が全部ここに入ってこないのではなくて、あっちにもあるのです、こっちにもあるのですと言われると、困るような気がするのですよ。ですから、そこが分からないのですよ。

それが正しければ、それでいいのですけれども、僕は不要でないのかと思ったのです。それが正しくて合っているのであれば、それはいいです。削除したほうがいいものだと僕は思っただけですから、よろしいです。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

正しいものとなっております。

扶養親族の元の文章の、この部分にというところがかぎ括弧になっているのを、かぎ括弧を抜き出してきている部分をかぎ括弧でくくっているわけです。ですから、かぎ括弧で元の文章の扶養親族括弧までを取り出してきて、この後ろに次のかぎ括弧の文章を入れますよということですので、もともとあった括弧の文章、括弧書きのところには 16 歳未満の者というのを加える改正ですので、この書き方で正しいと思います。

○議 長

よろしいですか、菅議員。いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第32号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号

○議 長

日程第9 議案第33号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第33号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月に公布されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例について、所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第33号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

初めに、今回の改正内容の概要から説明させていただきます。

改正内容の主なものとしまして、3点ございます。

1点目は、課税限度額の引上げをするものです。国保税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三つに分かれており、それぞれ限度額が設定されておりますが、このうち基礎課税額の限度額を2万円、後期高齢者支援金等課税額の限度を1万円引き上げるものです。

2点目は、税率を改正するものです。平成30年度に国民健康保険の事業が都道府県単位化にされ、市町村ごとの目標税額率が示されたことにより進めている改定で、被保険者に対する激減緩和として段階的に実施しているものです。今回は、4回に分けて進めていくうちの3回目の改正を行うものです。

3点目は、保険税の減額に係る軽減要件を緩和するものでございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得算定において、被保険者等の人数に応じて加算する金額を拡大することで要件を緩和する内容となっております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

1 ページ目、第2条は、課税額についての規定でございます。

第2項では、基礎課税額について定めており、ただし書きで限度額を定めておりますが、改正前の「630,000円」を改正後は「650,000円」に改めるものでございます。

第3項では、後期高齢者支援金等課税額について定めており、同じくただし書きで限度額を定めておりますが、改正前の「190,000円」を改正後は「200,000円」に改めるものでございます。

2 ページ目に移りまして、第6条、第7条の2、第7条の3は、後期高齢者支援金等の課税率と課税額の改定で、第6条では、所得割計算に用いる率を改正前の「100分の2.07」を改正後は「100分の2.20」に改めるものでございます。

第7条の2では、被保険者均等割額を改正前の「6,260円」を改正後は「6,890円」に改めるものでございます。

第7条の3では、世帯別平等割額をそれぞれ改正後の額「8,232円」、「4,116円」、「6,174円」に改めるものでございます。

2 ページ目から3 ページ目にかけて、第8条、第9条の2、第9条の3は、介護納付金の納税率と課税額の改定で、第8条では、所得割計算に用いる率を改正前の「100分の1.07」を改正後は「100分の1.30」に改めるものでございます。

第9条の2では、被保険者均等割額を改正前の「7,070円」を改正後は「7,605円」に改めるものでございます。

3 ページに移りまして、第9条の3では、世帯別平等割額を改正前の「5,430円」を改正後は「6,145円」に改めるものでございます。

第23条では、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第2条の課税額の限度額の改正に合わせまして、改正前の「630,000円」を「650,000円」に、同じく改正前の「190,000円」を「200,000円」に改めるものでございます。

第23条第1号につきましては、低所得者に向けた7割軽減についての規定でございます。4ページ目中段に移りまして、ウでは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者の均等割額を改正前の「4,382円」を改正後は「4,823円」に改めるもので、エでは、被保険者の世帯別平等割額を改正後の条文中それぞれ「5,763円」、「2,882円」「4,322円」に改め、4ページから5ページにかけてまして、オでは、介護納付金課税被保険者の均等割額を改正前の「4,949円」を改正後は「5,324円」、改正前の「3,801円」を「4,302円」に改めるものでございます。

5ページの第2号については、5割軽減について規定でございますが、ウでは、後期高齢者支援金等課税額の保険者の均等割額を改正前の「3,130円」を改正後は「3,445円」に改めるもので、エでは、被保険者の世帯別平等割額を改正後の条文中それぞれ「4,116円」、「2,058円」、「3,087円」に改め、5ページから6ページにかけて、オでは、介護納付金課税被保険者の均等割額を改正前の「3,535円」を改正後は「3,803円」、改正前の「2,715円」を「3,073円」に改めるものでございます。

6ページの第3号につきましては、2割軽減についての規定でございます。ウでは、後期高齢者支援金等課税額の非課税者の均等割額を改正前の「1,252円」を改正後は「1,378円」に改めるもので、エでは、被保険者の世帯別均等割額を改正後の条文中それぞれ「1,647円」、「824円」、「1,235円」に改め、6ページから7ページにかけてまして、オでは、介護納付金課税被保険者の均等割額を改正前の「1,414円」を改正後は「1,521円」、改正前の「1,086円」を「1,229円」に改めるものでございます。

7ページの附則第2項では、字句の修正をするものでございます。

附則になりますが、第1項施行期日は、公布の日とし、令和4年4月1日から適用するとしております。

第2項適用区分では、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分まで国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

志民和義君。

○志民和義議員

今回の国保税条例の一部改正についてですが、一番は、限度額の引上げです。まず、限度額に達する人は一体何世帯ぐらい予定しているか。それから、限度額以内に抑えている自治体は十勝管内ではどのぐらいあるのか。また、道内ではどのぐらいあるのか教えていただき

たいと思います。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

ただいまの質問の1点目でございますが、限度額が63万円から65万円に上がると、これは令和3年度の所得で計算したものでございます。対象者として、63万円の場合は829世帯のうち39世帯だったのですが、38世帯に1世帯下がるということです。これは医療分です。それと後期支援分につきましては、19万円以上から20万円になるのですが、同じく829世帯のうち19万円の場合は57世帯、20万円になると53世帯になるものでございます。

それと、限度額以下の町村ですが、十勝管内では皆さま限度額いっぱいになってございます。道内におきましては、令和3年度ですが、医療分の限度額63万円未満の市町村、道内で177保険者がいまして、そのうち医療分については8保険者です。それから後期支援分につきましては、同じく177分の1保険者です。介護分につきましては、177分の9保険者となっております。

以上でございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

限度額いっぱいのところの世帯の職業というところでは、かなり以前から農業者が多いと言われておりました。多分そんなに変わらないのではないかと思います。むしろいろいろな事情で、ほかの保険に移行するところもあると聞いておまして、保険者の国保税の会計の中でそのような移行する人が多くなって、逆に国民健康保険が少なくなって負担が増えていくということが構造的にあると以前聞いておりました。

それで、都道府県化に伴って、今まで町が負担していた分、その後も負担しているのかどうか。国では一時期負担するとしていたのですが、その後どうなったかということ。

それから177保険者のうち医療分が8保険者、後期高齢が1保険者、介護分が9保険者ということで、税条例を変えたとしても、実際に一部の保険者で軽減しているところがあるということを考えれば、今回負担が3万円増えるのですけれども、負担を据え置くなり、また引上げを圧縮するなりということを今後検討していったほうが良いと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

○議 長

暫時休憩を解きます。

志民和義君。

○志民和義議員

限度額の引上げを、令和3年度で既に限度額に持っていったいない、低く抑えている自治体があると。ぜひ、そういう方向に持って行ってほしいと思いますがいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま、国民健康保険税条例の一部改正についてご質疑をいただいているところでもあります。議員のご発言にもありましたとおり、国民保険事業に加入している加入者は減少の一途であります。そういうところも受けて、国民健康保険事業は非常に運営が厳しい状況にもあるとも理解しております。また、平成30年から北海道全体で国保事業を行うという取組の中で、全道どこに住んでいても同じ所得であれば同じ給付を受けられるということを目途に今保険税の改定も進めているところでもあります。

今回、施行令の改正によるもの、または私ども町の税率改正によるものを、段階的に見直しを進め、計画の今回は3回目という内容で保険税の改定をさせていただくということがあります。今後も国民健康保険事業の加入者にとっても大事な医療制度でありますので、これを堅持していくという意味では、今回の改正については、私は施行令での改正どおりに限度額の引上げを行っていきたいと思っております。

今後も、国民健康保険税条例、または改正を受けて、国民健康保険事業の円滑な事業の実施に向けて取り組んでいきたいとも思っておりますし、特に町の税率改正の内容等については、国民健康保険運営協議会の委員の皆さまともご協議を経た中で進めているということについてもご理解を賜りたいと思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

都道府県化のときも、町として近隣町村とも一緒になって、大樹町も低くなっていたところが急に上がるということから、誘って一緒に協力して、対策を求めて陳情に行ったということもあったのですね。やっぱり国保税の負担というのは重いと思いますので、引き続き国に対策を要望して行ってほしいと思いますが、その考えは無いかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

平成30年度に一本化になるという中で、それぞれの国保事業に対する今までの考え方

等々には差異があったというところも当然あり、私どもも特定疾患の人を少しでも減らしていく取組を進めている中で、そういう部分で努力をしてきた部分についての北海道・国なりの私どもに対するプラスの部分があってもいいのではないかとというところで話をさせていただいたところでもあります。そういう部分については、北海道も考慮いただき、私どものところにもそれなりの対応を取っていただいているということもありますので、今後、制度の中で私どもからしっかりと伝えていかなければならない点が発生した場合には、それはしっかりやっていきたいと思っておりますし、今後も国保に加入している加入者の方々の健康を少しでも高めていくような取組についても鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を行います。

国民健康保険税の負担については大変重いということから、この点では、私も町長も一致しております。今回、限度額3万円の引上げということで、自営業者、そしてまた非正規雇用の社会保険に入っていない人たちに負担は重くなってくると考えております。また、地方税法が変わったとしても、限度額以内に抑えている自治体が現に存在することから、それは可能だと考えております。ぜひ限度額内に抑えるように頑張って対策を取ってほしいと考えております。また、コロナ感染拡大の下、こういうときには引き上げるべきではないと考えて、今回の国民健康保険税条例の一部改正案に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ただいま議題となっております議案第33号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう構築された制度です。このような中で、国民健康保険税条例は、かかる医療費の総額から道費負担金等を除いた額を被保険者全体で負担するもので、国民健康保険の被保険者の方が安定的に医療給付を受けるための基礎となるものであります。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、限度額等の改定を提案されていますが、所得の多い人が限度額により、それ以上課税されないことと、保険税軽減要件の緩和を行い、中間層の被保険者に配慮した改正で、国保事業の安定経営を考慮した内容であります。また、税率の改定も提案されておりますが、国保制度を維持していくために、平成30年度に負担割合のバランスの見直しがされており、激変を緩和するため、段階的に改定を進めていく方針に沿った改定であります。

したがって、本条例改正は、国保事業を円滑に進めるための適正な改正であるため、本条例改正に賛成いたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

お座りください。起立10人です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第34号

○議 長

日程第10 議案第34号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第34号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町一般会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,362万2,000円の追加と繰越明許費の追加、債務負担行為の廃止、地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第34号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,362万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億9,362万2,000円とするとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為の廃止、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

3ページ、総務費、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、需用費で255万6,000円の増。財源は全て一般財源で、4月1日から運用開始した大樹町スマート街区事業において、新設となったエネルギー棟太陽光発電設備の電気料を当初予算で計上していなかったことから、需用費、光熱水費の増額をお願いするものでございます。

同じく3ページ、土木費、道路維持費、土木車両更新事業、備品購入から公課費まで1,106万6,000円の増。財源は全て一般財源で、当初予算でダブルピクトラック1台を北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業により購入することで予算を組んでおりましたが、車両部品の不足などにより、令和4年度中の納品が間に合わず、年度内の納品が前提の備荒資金組合の車両譲渡事業を活用できないことから、町が直接事業者より購入することに変更するものです。

同じく3ページ、教育費、体育施設費、海洋センター維持管理費、大樹町民プール新築工事に伴い、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団より1億円の助成金の交付が決定したことから、財源の組替えを行うもので、事業費の補正はございません。

以上、合計補正額1,362万2,000円の増。財源内訳は、特定財源では、町債と諸収入の助成金の相殺により増減はありません。一般財源が1,362万2,000円の増となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額77億8,000万円。補正額、2款総務費と8款土木費で1,36

2万2,000円の増。補正後の歳出合計77億9,362万2,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額77億8,000万円。補正額、19款繰入金から22款町債まで1,362万2,000円の増。補正後の歳入合計77億9,362万2,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、繰越明許費の追加であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、土木車両更新事業で、金額が1,119万4,000円。ダブルピクトラックの購入にあたり、納入時期が翌年度となるため、その費用を次年度に繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正を説明いたしますので、5ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、債務負担行為の廃止であります。

ダブルピクトラック譲渡事業償還金について、備荒資金組合車両譲渡事業の活用を取りやめたため、廃止をするものでございます。

次に、第4表地方債補正を説明いたしますので、6ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更であります。歳出で説明のとおり、大樹町民プール新築工事に伴い、1億円の助成金の交付が決定されたことから、過疎対策事業の限度額を1億円減額し、7億280万円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

10款教育費について伺います。

6項保健体育費の2目体育施設費であります。歳入であるのは、地域海洋センター修繕助成金として1億円が助成されているのですが、1億円の用途については、海洋B&Gの修繕費ではなくて、新設予定のプール建設事業費として活用するという理解でよろしいですか。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

ただいまの地域海洋センター修繕助成金の関係なのですが、内容につきましては、B&G財団から無償譲渡された施設で、上屋付プールを建替えして屋内温水化、もしくは屋根固定化などを行ったプールに建替えした場合、上限1億円ということでの助成でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第35号

○議 長

日程第11 議案第35号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第35号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

工事名は、大樹町役場庁舎建設工事(外構第2工区)。

工事の施工場所は、大樹町東本通33番地。

契約方法は、公募型指名競争入札。

契約金額は、1億4,080万円。

契約の相手先は、北海道アルファ・間・菊池特定建設工事共同企業体。代表者、大樹町字振別145番地6、株式会社北海道アルファ、代表取締役、米山豊。

工事内容は、舗装工で、第2駐車場が面積1,179.4平方メートル、第3駐車場が面積3,108.1平方メートル、第2号道路が延長137メートル。

工期は、契約締結日の翌日から令和5年7月31日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

第2工区の外構工事の際、役場前の交差点と小学生の通学路等、子ども達の安全確保が一番重要になってくると思います。子ども達の安全対策がしっかり取れるような体制になっているのかどうかお聞きします。

○議長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

外構の第2工区の工事範囲としましては、旧庁舎の南側の駐車場を一体的に整備する計画となっております。本議案をお認めいただきまして、本契約が済みましたら、決定した施工業者と小学校の通学路にある歩道、もしくは小学生の送迎に向かわれている車両の出入りに支障がないよう、ある程度の工区分けを実施して、小学生もしくはその保護者が使いそうな範囲につきましては、週末、もしくは小学校の休日を利用するような施工を進めていって、それらの安全には十分注意して確保していきたいと考えています。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

今、議員が言われたように、あそこの歩道の段差、小学校通と駐車場の段差、がんと落ちるからとバリケードをしているので、あれを何とかしてほしいのと、見てみると、役場の職員の方々が駐車場に車を入れるということで、すごく混雑して、あとスクールバスが入り、送迎の車が入り、あそこがかなりの渋滞を起こしているということで、役場の職員の方々、父兄の送迎の方々だけでも、1本信号の向こうから中に入るというような策は無いでしょうか。

○議長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今ご質問にあることは、歩道を通行する小学生の安全確保についてだと理解しているのですが、歩道を切り下げてどこからでも車両が歩道に乗り上げられるような状況が、歩行者にとって安全確保されるかどうかという議論もありますので、今の外構の設計の中で

は、南側の駐車場の出入りについては1か所に制限する形を取っております。

ですので、今後に向けて、教育委員会との連絡調整もしながら、小学生の送迎で降ろす場所ですとかといったものをある程度ルールを決めて、さらに安全確保していきたいと考えています。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今言われたのは1か所にするということですね。実際に見たら、子ども達が渡っていて、車が駐車場に入るとすると、子ども達が歩いていて入れないということで、あそこは渋滞になっているのです。分かるかな、言っている意味。それを解消するためにどうしたらいいかと質問なのですよ。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時15分

○議 長

暫時休憩を解きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第35号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第36号

○議長

日程第12 議案第36号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第36号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

工事名は、旧役場庁舎解体工事。

工事の施工場所は、大樹町東本通33番地。

契約方法は、公募型指名競争入札。

契約金額は、1億5,587万円。

契約の相手先は、川田・高橋特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市東5条南5丁目1番地、川田工業株式会社、代表取締役、川田章博。

工事内容は、解体工事で、旧役場庁舎、RC造4階建、延べ床面積3,440.267平方メートル。

工期は、契約締結日の翌日から本年11月30日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

議案第36号の解体工事の工期が、令和4年11月30日までになっているわけですよ。それで、先に議決された議案第35号の外構第2工区の期限が、令和5年7月31日であります。二つの関連性をもって、解体工事が進行している段階では、議案第35号の外構第2工区については着手しないということなのか、連携を取りながら着手させるということなのかその辺伺いたいと思います。

○議長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ご質問にあります外構第2工区と旧庁舎の解体工事の二つの工事につきましては、おのこの連絡調整を図りながら同時に進行させていく予定としております。当然どちらの工事も

搬入車両が多いことが想定されますので、先ほど説明しましたように、小学校の安全性も確保しながら、工期内の事故がないようにしっかり調整を取りながら進めていく予定としております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

公募型指名競争入札ということで、入札参加資格要件の内容の確認をしたいので、説明をお願いします。それと、公募型指名競争入札を選んだ理由についても、2点お聞きします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

1点目の特定建設工事共同企業体の要件でございますが、まず一つとして、特定建設業の許可並びに解体工事を有するものとし、過去15年間に鉄筋コンクリート造3階建、かつ1,500平方メートル程度の解体工事の元請けとして施工実績があることが一つの要件となっております。それに基づきまして、当町では、旧庁舎に関しましては面積が広く新庁舎の位置関係も近く、建物が4階である、またアスベストの除去等が必要であることから、それなりの実績が必要と考えました。その中で、町内ではなかなか1社でという形の指名はできないことから、従前どおり特定建設工事共同企業体という形で、町内の事業者も受注できるような機会を設けた方法を取ってございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第36号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 3 7 号から日程第 1 5 議案第 3 9 号

○議 長

日程第 1 3 議案第 3 7 号から日程第 1 5 議案第 3 9 号の工事請負契約の締結についての 3 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第 3 7 号から議案第 3 9 号までの提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第 3 7 号につきまして申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

工事名は、大樹町民プール新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町双葉町 4 番地 1。

契約方法は、公募型指名競争入札。

契約金額は、3 億 5, 8 0 5 万円。

契約の相手先は、川田・エフリード・菊池特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市東 5 条南 5 丁目 1 番地、川田工業株式会社、代表取締役、川田章博。

工事内容は、建築工事及び外構工事で、建物は鉄骨造平屋建、延べ床面積 8 0 4. 5 7 平方メートル。

工期は、契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 1 5 日までであります。

次に、議案第 3 8 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましても、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

工事名は、大樹町民プール新築工事（電気設備）。

工事の施工場所は、大樹町双葉町 4 番地 1。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6, 0 9 4 万円。

契約の相手先は、大樹町字下大樹 1 8 9 番地 2 5、勝海電気株式会社、代表取締役、勝海敏正。

工事内容は、大樹町民プール新築工事に伴う電気設備工事一式で、電灯設備、空調電源設備等記載のとおりであります。

工期は、契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 1 5 日までであります。

次に、議案第 3 9 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は、

大樹町民プール新築工事（機械設備）。

工事の施工場所は、大樹町双葉町4番地1。

契約方法は、公募型指名競争入札。

契約金額は、1億5,235万円。

契約の相手先は、奥原・上野・北海道アルファ特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会、代表取締役、奥原宏。

工事内容は、大樹町民プール新築工事に伴う機械設備工事で、暖房設備、換気設備等記載のとおりであります。

工期は、契約締結日の翌日から令和5年3月15日までであります。

なお、それぞれ議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

以前、基本設計の際にも質問させていただきましたが、採暖室の広さについてお聞きします。

採暖室の広さは、7平方メートルということで約3.8畳、その後検討していただけるのかどうかというのを質問させていただいたのですが、今回の図面で見るとおり7平方メートルになっていますので、どのような検討をされたのかお伺いします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

サウナの関係だと思うのですが、一応乾式サウナということで検討はしてまいりました。ただ、全体の面積が決まった中でどのようにやれば効率よくプールが利用できるか、その点を教育委員会や建設課等々いろいろ検討した結果、7平方メートル、一応5人から6人程度かと思うのですが、それで利用といいますか、やっていくというところで話し合いを持っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

もう1点いいですか。

幼児用プールが、皆さまが利用するプールと一体式になっているので、幼児用プールを別にするということのは検討されたのかどうかお聞きします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

ご質問にあった幼児用と低学年用プールなのですが、今現在は別になっているのですけれども、今回一体型という形にさせていただきました。ただ、一体型となっても、幼児用・低学年用プールと一般用の境にフェンスを設けてありますので、安全面には十分配慮した形にはなっております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第37号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第38号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第39号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号

○議 長

日程第16 議案第40号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第40号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、防疫車。

数量は、一式。

取得金額は、1,969万円。

取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業による譲渡。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、山口幸太郎であります。

北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業は、市町村が必要とする車両等を備荒資金組合が肩代わりする形で購入し、市町村は組合との譲渡契約により譲渡を受け、その代金を7年以内に支払う制度であり、本件に係る債務負担行為は、当初予算でお認めいただいているところであります。

参考として、納入期限は、令和5年3月31日。

仕様概要は記載のとおりであり、支払期限は7年で、備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西24条南1丁目4番地2、山田機械工業株式会社、代表取締役、山田理起三であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

防疫車の納入期限が令和5年3月31日になっているのですが、今使用しているものが古いものであれば、なるべく早い時期に納入できるのであれば納入されて、実際に活用するこ

とが有効であると思うのですが、仕様の関係か何かでもってぎりぎり年度末ぐらいにならないと納入できない状況があるのか、それとも、一応期限は3月31日ですけれども、早めに車両が届いて利用できるということがあるのか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

防疫車の関係でございますけれども、実は、道内で2社が取扱いできるということで調整させていただきました。いずれの会社も、まず製造に半年以上、間違いなくかかると。今の物品状況から見ると、できるだけ納期を遅くしてもらいたいということで、少なくとも出来上がるのが早く今年12月ぐらいということでございます。

それで一応3月末の納期にしてございますけれども、今現在使っている防疫車は11月ぐらいまで動くのですけれども、少なくともそれには間に合わないということが明らかに受注者側からあらかじめ申し上げられていますので、こういう対応を取らせていただきました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

従来の防疫車ですけれども、初期登録から何年たっているのか。それと、走行距離数をまずお伺いしたいのですけれども。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

申し訳ありません。正確なものを今現在、手元に持っていないのですけれども、購入は平成10年代の前半でございます。

走行距離につきましては、手持ち資料ございませんけれども、少なくとも1日に50キロぐらい走って、年間120日ぐらい、6,000キロとか動いていますので、かなりの距離にはなっているかと思えます。正式な数字は、申し訳ありません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、現在も使っているのです、今後、導入した段階で、この車両は廃車にしてしまうのか、例えば競売とかいろいろあるのですけれども、そういう考え方は持っていないのかお伺いしたいのですけれども。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

現有車両でございますけれども、いろいろ修理をしながら使っておりますけれども、まだ車両として走っている、今年も走ります。また、ポンプも修理しながら動いているのですけれども、こちらにつきましては、何らかの形で、例えば引き続き消毒とかにも使える可能性がありますので、まず競売でお買い求めいただけるのであれば処分したいとお買い求めされる方がいらっしゃらないということであれば、雑品での処理になろうかと考えてございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

できれば、もし競売で希望者がいれば、競売したほうがいいのかと思うのです。町民の財産で買っていますので、少しでも財政にゆとりを持たすために、大した金額にならないと思うのですけれども。

最後ですけれども、防疫車ですから、大体使用場所は特定されているのですよね、ほとんど農家なのですけれども。今後の運営について、ランニングコストや何かかかるのですけれども、その辺従来どおりのランニング経費でいくのか、それとも生産者団体と協議しながらお互いに持ち出しということを考えているのか、それについて伺います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

まず1点目、今回車両を更新するのですけれども、車両の更新費の2分の1につきましては、大樹町農業協同組合、忠類農業協同組合にご負担をいただく予定でございます。これから7年間かけて償還してまいりますので、毎年償還額の2分の1につきましては、両JAからの負担となるものでございます。

また、運営の部分なのですけれども、今現在の防疫車両というのは、薬剤を2種類積んでございます。ただ、法律の変更によりまして、2種類のタンクを積むというのが認められないということになりましたので、新防疫車になりますと、1種類の薬剤になりますので、散布する人数の見直しといった形は考えられるのだろうと。

また、通常の毎年の運営につきましても、農協のほうから、上限は決まっているのですけれども約2分の1の支援をいただいておりますので、それにつきましても、新しい防疫車両が納入されても、引き続きそのご負担はいただけるという確約を取っているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第40号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 案第41号

○議 長

日程第17議案第41号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第41号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、大樹小学校校務用パソコン。

数量は、19台ほか一式。

取得金額は、979万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店、支店長、畠中裕司であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和5年1月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜

りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

小学校校務用のパソコン19台ほか一式で979万円は聞きました。パソコン19台、それからサーバー、ソフトウェア、周辺機器の四つの内訳、金額についてお聞きしたいと思います。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

今回の契約金額979万円の内訳ということなのですが、当初、設計した段階では1,000万円を超えておりましたけれども、その後、入札によって価格が979万円ということになってきておまして、その内訳までは、全部一式で入札されておりますので、詳細な内訳は……。 (発言する者あり)

設計した段階では、サーバーが114万5,200円、パソコン自体が542万1,200円、ソフトウェアについては152万6,380円、周辺機器が27万6,800円、あと設定費用ということで86万9,000円ということで、設計段階では1,016万2,438円という設計になっております。入札段階で落ちたということでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

物品の納入のときにそれぞれの、例えばパソコン1台が幾らですという単価というのは今まで分かってきていたような気がするのですが、それは全く分からないものなのか。それでよしとなるような仕組みなのかどうか、そこをはっきりさせていただきたいと思えます。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○議 長

暫時休憩を解きます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

今の話については分からないわけではありません。例えば総体でいうと1,000万円のものが900万円で契約したと。90%ですね。それは分かります。

ただ、物を買うのですから、そうすると、パソコンは予定した価格よりも高かったけれども、サーバーは予定の半額以下だったとかという実態も、結果としては商売上出てくる。みんながみんなこの四つ、パソコン、サーバー、ソフトウェア、周辺機器、取付料とかがそれは一律90%か90何%掛けでなくて、それぞれの中で単価があるはずなのですよ。商店というか会社としては。だから、掛け算でいうと97%だから、単価に0.97掛けたら、1台当たり19で割れば、1台当たりの単価が出ますという話は分からないわけではないけれども、20万円で予定したパソコンが1台18万円で購入されましたというような話に本当はなるのではないかと思いますけれども、これは3回目ですから、その辺が一律で出すしかないのかどうか、そこを最後に。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

今回一律で、内訳とかを求めていますので、購入がパソコン19台とサーバー一式、周辺機器ということで、一式で入札をかけておりますので、細かい詳細については分からない状況であります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず、新しいパソコンのOSのバージョンを知りたいのと、今回19台その他一式なのですけれども、19台で、小学校の校務用パソコンはこれで全て賄えるのか。まだ古いのが残っているのか。残っていれば何台残っているのか、そこをお伺いします。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

まず、OSにつきましては、ウィンドウズ11を導入することになってございます。また、小学校の校務用パソコンについては、全部36台ございまして、そのうち今回19台を入れ替えると。残りの17台については、OSが、ウィンドウズ10が入っておりますので、これについてはサポートが2025年10月までとになってございますので、そこまでは17台は使用していくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ありがとうございます。

それで、残りの17台ですけれども、OS10ということで、そこでウィンドウズ11とOS10が同じ職員室の中で二つのOSができるのですね。今回サーバーを購入したり、セキュリティーだとかソフトウェアとか、ネットワークを構築したりするのですけれども、そこは問題ないのか。後から問題が生じて、また追加になるということも、今までありましたので、その辺のついてはどうでしょうか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

今回、ウィンドウズ11が入りますけれども、ウィンドウズ10に対応するような形にして納入されるということを聞いておりますので、そこら辺の11と10の相性というか、合わないということはないような形になっているものと承知しております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これまで、過去にタブレットもそうだったのですけれども、新しいものを入れて、古いのは共有するのだということだったのですけれども、最終的には、不具合が生じてしまって校務用のタブレットを購入してしまいましたよね。今回もウィンドウズ11をアップダウンというか下げて、ウィンドウズ10に合わすのですけれども、そこで支障が出た場合、前回のタブレットと同じ状況が出て、また補正を組むという状況になるのですけれども、その辺は本当に大丈夫なのか、この辺は念を押ししたいのですよね。後から補正で、足りませんから、あと17台お願いしますというのにはもうならないと思うのですよ。その辺本当に大丈夫なのか。

もう一つは、今回小学校ですけれども、中学校もそのうち時期が来ますよね。例えば小学校は2025年10月までは大丈夫だということなのですけれども、参考までに、中学校はどういう状況になっているのか、この2点お願いします。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

私、パソコンのほうに詳しくないのですけれども、齊藤議員おっしゃるように、そういうことのないように業者にも念を押ししていきたいと思っております。

また、中学校につきましては、校務用パソコンが今全部で22台あります。このOSについては、ウィンドウズ10が導入されているということでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

購入の方法については、菅議員がおっしゃるようなことだと思っているのですが、そのような買い方とか整理の仕方で、備品台帳などはどう整備されるのか。今日議決になりましたら、その部分全体一つで備品台帳を管理するのですか。

普通は、パソコンでも1台1台、備品台帳で管理されていくのではないかと思うのですが、購入金額なり何々がいつ入ったとかということは、それで整理になるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

備品購入時の登録についてご説明させていただきます。

先ほどもお話ありとおおり、設計金額がありまして、落札価格がございます。備品登録時は、設計に対して落札率を掛けて、それに対して備品購入の価格とさせていただいておりますので、パソコン1台1台に金額、1台当たり幾らという形で台帳は登録させていただいております。また、サーバー類とかは、いろいろな機器類が合わさっておりますので、そういったものは一式として捉えて価格を入れさせていただいているような形で管理させていただいております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了したので、会議を閉じます。

令和4年第2回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時56分